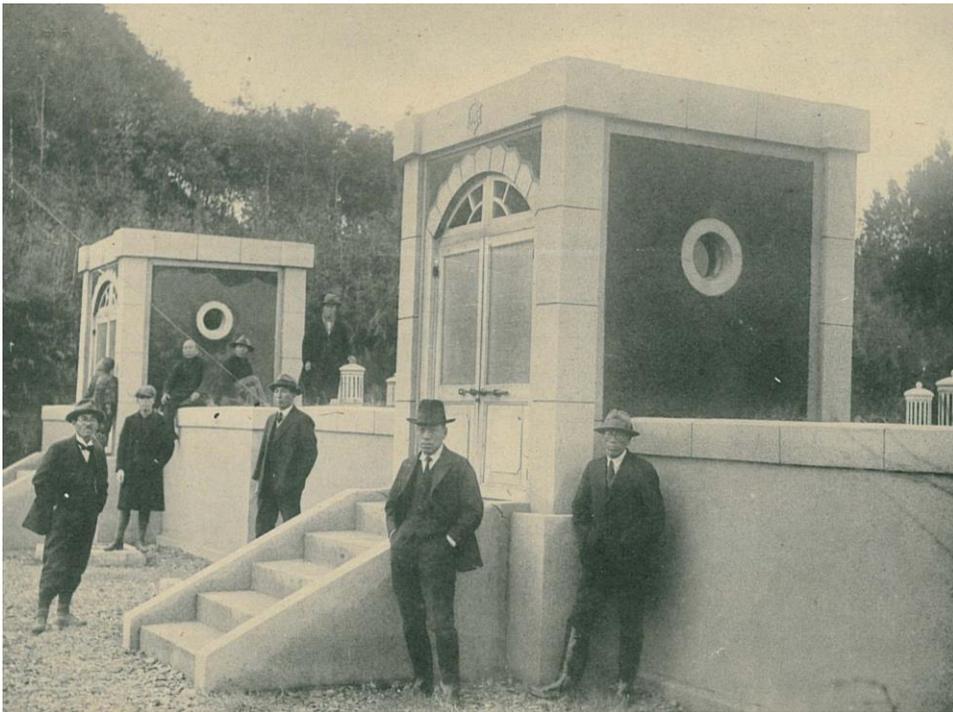


令和4年度 水質検査計画（上水道）
（日南市）



（大正10年水道事業創設期の様子）場所：木山

日南市水道局水道課

	ページ
1. 基本方針	・・・・・・・・・・1
(1) 検査地点	・・・・・・・・・・1
(2) 検査項目	・・・・・・・・・・1
(3) 検査頻度	・・・・・・・・・・1
2. 水道事業の概要	・・・・・・・・・・1～3
3. 水道水の状況	・・・・・・・・・・3～6
(1) 配水区及び水源	・・・・・・・・・・3～5
(2) 水道施設	・・・・・・・・・・6
4. 検査体制	・・・・・・・・・・7
5. 定期の水質検査	・・・・・・・・・・7
(1) 検査地点	・・・・・・・・・・7～8
(2) 検査項目と検査頻度	・・・・・・・・・・9
①毎日検査	・・・・・・・・・・9
②水質基準項目検査	・・・・・・・・・・9～23
③水質管理目標設定項目検査	・・・・・・・・・・24
④その他の検査	・・・・・・・・・・25
6. 臨時の水質検査	・・・・・・・・・・25
7. 水質検査の方法	・・・・・・・・・・25
8. 精度管理と信頼性確保	・・・・・・・・・・25
9. 水質事故時の対応	・・・・・・・・・・25
10. 検査結果の公表	・・・・・・・・・・25

1. 基本方針

水道水が水質基準に適合した、安全でおいしい水を提供するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓（蛇口）で行います。
また、各水源地のすべての井戸及び着水池の原水について検査を行います。

(2) 検査項目

水質検査項目は、水道法で義務づけられた水質基準項目、水質管理目標設定項目について検査します。

(3) 検査頻度

水道法に基づく、色・濁り・消毒の残留効果に関する項目検査は、毎日行います。

水質基準項目の検査には、月1回行う毎月検査項目(9項目)、3ヶ月に1回行う省略不可能項目(23～25項目)、年1回行う基準項目(51項目)があります。

2. 水道事業の概要

令和2年度末現在、市内の25,017戸、49,143人の皆さまに水道水をお届けしています。

皆さまにお届けする水道水は、榎原水系、伊比井水系は表流水でそれ以外は地下水で賄われています。水源地の井戸で汲み上げられた水は、浄水処理を行った後、送水ポンプで配水池に送り、自然流下あるいはポンプ加圧により、皆さまの家庭へ配水しています。水道水の管理運営は、日南市水道局水道課が行っています。

表1-1 水道事業概要（飢肥、東郷）

水道事業体		名称	日南市水道局水道課	
		所在地	日南市中央通一丁目1番地1	
施設	水源地	名称	飢肥浄水場	東郷浄水場
		水源数	1箇所（井戸数6本）	1箇所（井戸数2本）
		取水能力	20,300m ³ /日	3,400m ³ /日
		ろ過施設	滅菌設備 2	滅菌設備 4
	配水施設	配水池数	6箇所	2箇所
		配水池容量	11,273m ³	2,335m ³
		1日最大配水量	13,118m ³	2,573m ³
		1日平均配水量	11,208m ³	2,039m ³
		配水方式	自然流下・加圧 [※]	自然流下式

表1-2 水道事業概要（富士、伊比井、細田、大窪）

水道事業体		名称	日南市水道局水道課			
		所在地	日南市中央通一丁目1番地1			
施設	水源 地	名称	富士浄水場	伊比井配水池	細田配水池	大窪浄水場
		水源数	1箇所 井戸数1本	1箇所 取水堰	1箇所 井戸数1本	1箇所 井戸数1本
		取水能力	347m ³	90m ³	359m ³	131m ³
		ろ過施設	緩速ろ過 1 滅菌設備 2	緩速ろ過 2 滅菌設備 2	滅菌設備 2	滅菌設備 2
	配水 施設	配水池数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		配水池容量	153m ³	90m ³	159m ³	140m ³
		1日最大配水量	66m ³	180m ³	181m ³	90m ³
		1日平均配水量	58m ³	144m ³	154m ³	78m ³
		配水方式	加圧林ノ式	自然流下式	自然流下式	自然流下式

表1-3 水道事業概要（潟上、榎原）

水道事業体		名称	日南市水道局水道課			
		所在地	日南市中央通一丁目1番地1			
施設	水源 地	名称	潟上浄水場	大迫配水池	潟上上配水池	榎原浄水場
		水源数	4箇所取水（井戸数5本）			1箇所取水堰
		取水能力	7,040m ³ /日			660m ³ /日
		ろ過施設	滅菌設備 2	滅菌設備 2	滅菌設備 2	前処理 1・急速ろ過 2・滅菌設備 4
	配水 施設	配水池数	5箇所	1箇所	1箇所	2箇所
		配水池容量	3,870m ³	183m ³	74m ³	347m ³
		1日最大配水量	2,741m ³	114m ³	13m ³	435m ³
		1日平均配水量	2,670m ³	84m ³	9m ³	403m ³
		配水方式	自然流下式			

表1-4 水道事業概要（郷之原大藤、坂元）

水道事業体		名称	日南市水道局水道課		
		所在地	日南市中央通一丁目1番地1		
施設	水源 地	名称	大丸浄水場	谷之城浄水場	昼野浄水場
		水源数	1箇所 井戸数1本	1箇所 井戸数1本	1箇所 井戸数2本
		取水能力	1, 446m ³	784m ³	215m ³
		ろ過施設	滅菌設備 2	滅菌設備 2	UV装置 2 滅菌設備 2
	配水 施設	配水池数	1箇所	6箇所	3箇所
		配水池容量	650m ³	1, 233m ³	350m ³
		1日最大配水量	1, 699m ³	1, 079m ³	286m ³
		1日平均配水量	1, 518m ³	942m ³	215m ³
		配水方式	加圧ホップ式 自然流下式	加圧ホップ式 自然流下式	加圧ホップ式 自然流下式

3. 水道水の状況

日南市の水道水は自然環境に恵まれ、水源の水質は極めて良好であります。

(1) 配水区及び水源

配水区は、飫肥水系、東郷水系、富士水系、伊比井水系、細田水系、大窪水系、潟上水系、榎原水系、郷之原大藤水系、坂元水系を設けています。飫肥は井戸6本、東郷、郷之原大藤及び坂元は井戸2本、潟上は井戸4本、富士、細田及び大窪は井戸1本、榎原は榎原川上流の表流水、伊比井は伊比井川上流の表流水を水源として取水しています。地下水及び表流水を取水した原水は、浄水処理を行ったあと送水ポンプで配水池に送り、皆さまの家庭に水道水として配水しています。

配水区の主な水源、水質の特徴は、以下のとおりです。

① 飫肥配水区

主な水源

飫肥水源では、酒谷川の両岸に設置された6本の井戸から取水を行い、次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌を行った後、飫肥配水池と吾田配水池に送水し、自然流下式及び加圧ポンプ式により配水しています。

水質の特徴

飫肥水源の水は、水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

② 東郷配水区

主な水源

東郷水源の水は、広渡川の右岸に設置された2本の井戸から取水を行い、次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌を行った後、東郷配水池に送水し、自然流下式により配水しています。

水質の特徴

東郷水源の水は、水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

③富士配水区

主な水源

富士川沿いの取水井（浅層地下水）から取水し、緩速ろ過を行った後、次亜塩素酸ナトリウムで塩素滅菌を行い、配水池に送水し、加圧ポンプ式により配水しています。

水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

④伊比井配水区

主な水源

伊比井川上流部の取水堰で取水し、緩速ろ過を行った後、配水池に送水し、自然流下方式により配水しており、その途中で次亜塩素酸ナトリウムで塩素滅菌を行います。

水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

⑤細田配水区

主な水源

酒谷川沿いの取水井（浅層地下水）から取水し、次亜塩素酸ナトリウムで塩素滅菌を行い、配水池に送水し、自然流下方式により配水しています。

水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

⑥大窪配水区

主な水源

大窪川沿いの取水井（浅層地下水）から取水し、次亜塩素酸ナトリウムで塩素滅菌を行い、配水池に水送水し、自然流下方式により配水しています。

水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

⑦湯上配水区

主な水源

湯上水系は第1水源（井戸数2本）、第2水源、第3水源、第4水源の4箇所の井戸から取水し、次亜塩素酸ナトリウムで塩素滅菌を行い、各配水池に送水し、自然流下方式により配水しています。

水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

⑧榎原配水区

主な水源

榎原川上流部の取水堰で取水し、ポリ塩化アルミニウムにて凝集処理と、次亜塩素酸ナトリウムにて1次塩素滅菌をし、前処理機と急速ろ過機にて、2段ろ過処理を行い、次亜塩素酸ナトリウムにて2次塩素滅菌をした後、配水池に送水し、自然流下方式により配水しています。

水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

⑨郷之原大藤配水区

主な水源

大丸浄水場系の浅井戸（浅層地下水）から取水し、次亜塩素酸ナトリウムで塩素滅菌を行い、各配水池に送水し、自然流下方式及び加圧ポンプ式により配水しています。

水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

⑩坂元配水区

主な水源

屋野浄水場系の浅井戸（浅層地下水）から取水して、耐塩素性病原生物をUV（紫外線）装置にて不活性化したのち、次亜塩素酸ナトリウムにて塩素滅菌します。その後、配水池に水を貯め、自然流下方式及び加圧ポンプ式で皆さまの家庭に配水しています。

水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

(2) 水道施設

①水道施設の概要(表2)

表2 施設概要

配水区	取水施設			浄水施設			配水施設			主な水の 流れ
	井戸数	ポンプ数	取水能力 (m ³ /日)	ろ過 設備	UV 装置	滅菌 設備	配水池容量 (m ³)	配水 池数	配水方式	
飢肥	6	6	20,300			2	11,273	6	自然流下式 加圧ポンプ式	1.飢肥 2.吾田 3.油津 4.大堂津 5.細田※
東郷	2	4	3,400			4	2,335	2	自然流下式	1.東郷 2.吹毛井 3.宮浦 4.小目井
富士	1	2	347	1		2	153	1	加圧ポンプ式	富士
伊比井	堰1	—	90	2		2	90	1	自然流下式	伊比井
細田	1	2	359			2	159	1	自然流下式	細田
大窪	1	1	131			2	140	1	自然流下式	大窪
潟上	5	12	7,040			6	4,127	7	自然流下式	1.潟上 2.大迫 3.潟上上
榎原	堰1	—	660	3		4	347	2	自然流下式	榎原
郷之原 大藤	2	5	2,230			4	1,883	7	加圧ポンプ式 自然流下式	郷之原大 藤
坂元	2	2	215		2	2	350	3	加圧ポンプ式 自然流下式	坂元 屋野 宿野 谷合 平佐の一部

※一部地域

4. 検査体制

皆さまに安心して水道水を利用していただけるよう、水源から蛇口に至るまで定期的に水質検査を行います。この検査は、微生物から化学物質までさまざまな項目について、詳細な測定を行うことが求められています。そのため、日南市水道局水道課では厚生労働大臣登録の検査機関に検査を委託します。

5. 定期の水質検査

(1) 検査地点 (図1, 2)

①原水 ●

配水区ごとに水源水（井戸、表流水）について、毎月検査を行います。

②給水栓水（蛇口の水） ●

配水区ごとに測定地点を定め、毎月検査を行います。

また、毎日行う検査は配水管末に測定地点を定め、検査を行います。

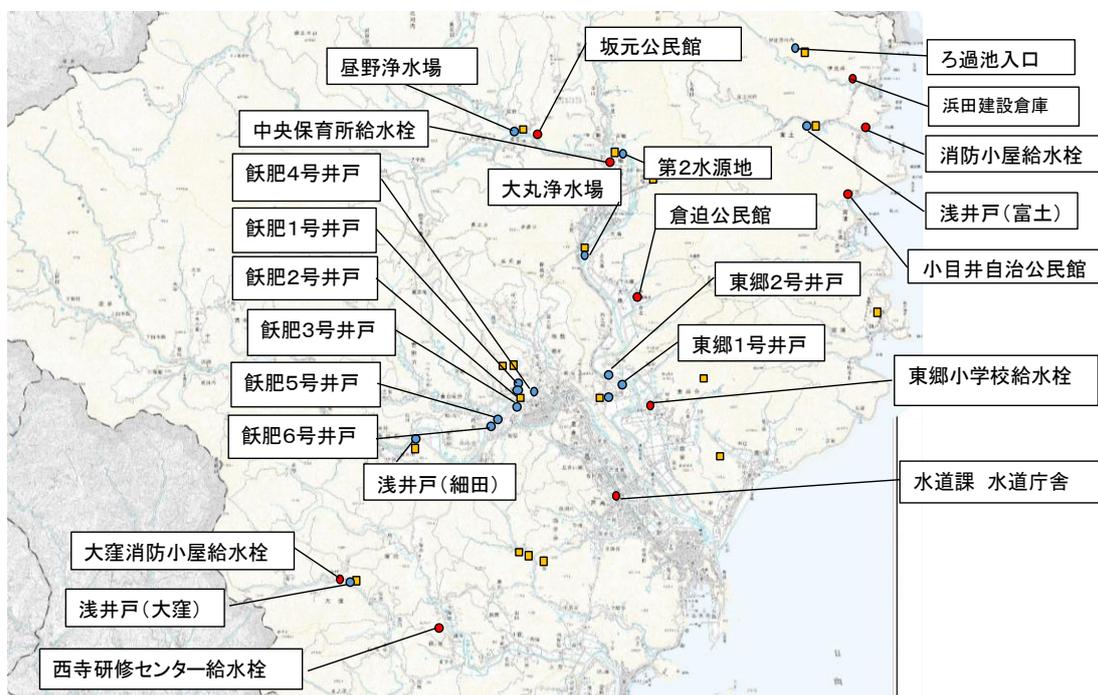


図1 検査地点

(飫肥、東郷、富士、伊比井、細田、大窪、郷之原大藤、坂元配水区)



図2 検査地点
 (濁上、榎原配水区)

(2) 検査項目と検査頻度

①毎日検査（表3）

a検査項目

水道水に異常がないこと及び残留塩素を確認するため、法令で定められている3項目の検査を行います。

b検査頻度

1日1回検査を行います。

表3 毎日検査

NO	水質基準項目	基準値	検査計画頻度（回/年）
			給水栓
1	色	異常のないこと	365
2	濁り	異常のないこと	365
3	遊離残留塩素	0.1mg/l以上	365

②水質基準項目検査

（表4） 飢肥配水区 P10

（表5） 東郷配水区(東郷) P11

（表6） 鵜戸配水区(小目井) P12

（表7） 富士配水区 P13

（表8） 伊比井配水区 P14

（表9） 細田配水区 P15

（表10） 大窪配水区 P16

（表11） 湯上配水区(湯上) P17

（表12） 湯上配水区(大迫) P18

（表13） 湯上配水区(湯上上) P19

（表14） 榎原配水区 P20

（表15） 郷之原大藤配水区(大丸) P21

（表16） 郷之原大藤配水区(谷之城) P22

（表17） 坂元配水区 P23

a検査項目

法令で定められている51項目について、水質検査を行います。

b検査頻度

法令で定められている頻度で検査を行います。

・原水

検査項目により、年1回の検査を行います。

・給水栓水

法令で義務付けられている頻度で検査を行います。

ただし、過去3年の結果が基準値の1/5以下の項目は1年に1回に省略します。

表4 水質基準項目（飼肥配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	//	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	//	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	シアニド化合物及び塩化シアニド	0.01以下	0.001未満	4	//	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.6	4	//	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	//	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	//	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	//	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
18	トリクロロメタン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.07未満	4	不可	4	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	//	4	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満	4	//	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.002	4	//	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.003	4	//	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
29	ブromクロロメタン	0.03以下	0.001	4	//	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.001未満	4	//	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	//	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4	//	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	//	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.02	4	//	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.2	4	//	1	1
37	マグネシウム及びその化合物	0.05以下	0.001未満	4	//	1	1
38	塩化物イオン	200以下	4.8	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	28	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	77	4	//	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	//	1	1
42	ジオキサミン	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	//	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.5未満	12	不可	12	1
47	pH値	5.8~8.6	6.8	12	//	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	//	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	//	12	1
50	色度	5度以下	1未満	12	//	12	1
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	//	12	1

表5 水質基準項目（東郷配水区(東郷)）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	//	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	//	1	1
5	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	0.001未満	4	//	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.5	4	//	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.2	4	//	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	//	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	//	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
18	トリクロロメタン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.09	4	不可	4	-
22	酢酸	0.02以下	0.002未満	4	//	4	-
23	ホルムアルデヒド	0.06以下	0.001未満	4	//	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.002	4	//	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.003	4	//	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
29	ブromクロロメタン	0.03以下	0.001	4	//	4	-
30	ブromホルムアルデヒド	0.09以下	0.001未満	4	//	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	//	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満	4	//	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	//	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.01	4	//	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	9	4	//	1	1
37	マグネシウム及びその化合物	0.05以下	0.001未満	4	//	1	1
38	塩化物イオン	200以下	6	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	34	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	75	4	//	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	//	1	1
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	//	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.4未満	12	不可	12	1
47	pH値	5.8~8.6	6.9	12	//	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	//	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	//	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	//	12	1
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	//	12	1

表6 水質基準項目（東郷配水区(小目井)）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	-
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	//	12	-
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	-
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	//	1	-
5	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	-
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	-
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	-
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	//	1	-
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	-
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	0.001未満	4	//	4	-
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.4	4	//	4	-
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	-
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.2未満	4	//	1	-
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	//	1	-
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	//	1	-
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	//	1	-
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	//	1	-
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	-
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	-
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	-
21	塩素酸	0.6以下	0.12	4	不可	4	-
22	酢酸	0.02以下	0.002未満	4	//	4	-
23	ホルムアルデヒド	0.06以下	0.002	4	//	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.004	4	//	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.008	4	//	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
29	ブromクロロメタン	0.03以下	0.003	4	//	4	-
30	ブromホルムアルデヒド	0.09以下	0.001	4	//	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	//	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	-
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満	4	//	1	-
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	//	1	-
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	//	1	-
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.8	4	//	1	-
37	マンガニウム及びその化合物	0.05以下	0.001未満	4	//	1	-
38	塩化物イオン	200以下	5.9	12	不可	12	-
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	32	4	可	1	-
40	蒸発残留物	500以下	76	4	//	1	-
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	//	1	-
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	-
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	-
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	//	1	-
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	//	1	-
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.4	12	不可	12	-
47	pH値	5.8~8.6	7.0	12	//	12	-
48	味	異常でないこと	異常なし	12	//	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	//	12	-
50	色度	5度以下	1度未満	12	//	12	-
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	//	12	-

表7 水質基準項目（富士配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	//	12	1
3	鉛及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	//	1	1
5	砒及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	硝酸化合物イオン及び塩化硝酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.3	4	//	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	セシウム及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	//	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	//	1	1
15	1,4-ジニトロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
16	ジニトロベンゼン	0.04以下	0.004未満	4	//	1	1
17	ジニトロベンゼン	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
18	トリニトロベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
19	トリニトロベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.19	4	不可	4	-
22	酢酸	0.02以下	0.002未満	4	//	4	-
23	ホルムアルデヒド	0.06以下	0.003	4	//	4	-
24	酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
25	酢酸	0.1以下	0.007	4	//	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	-
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.015	4	//	4	-
28	トリハロメタン	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
29	ブrominated トリハロメタン	0.03以下	0.005	4	//	4	-
30	ブrominated ホルムアルデヒド	0.09以下	0.002	4	//	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	//	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満	4	//	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	//	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	//	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	12.3	4	//	1	1
37	マンガニウム及びその化合物	0.05以下	0.001未満	4	//	1	1
38	塩化物イオン	200以下	8.4	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	40	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	102	4	//	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	//	1	1
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	//	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.5	12	不可	12	1
47	pH値	5.8~8.6	7.2	12	//	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	//	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	//	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	//	12	1
51	濁度	2度以下	0.1	12	//	12	1

表8 水質基準項目（伊比井配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	//	12	1
3	鉛及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	//	1	1
5	砒及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	硝酸化合物イオン及び塩化硝酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.2	4	//	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	セシウム及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	//	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	//	1	1
15	1,4-ジニトロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
16	2,4-ジニトロベンゼン	0.04以下	0.004未満	4	//	1	1
17	2,6-ジニトロベンゼン	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
18	2,4,6-トリニトロベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
19	2,4,6-トリニトロフェノール	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.13	4	不可	4	-
22	酢酸	0.02以下	0.002未満	4	//	4	-
23	ホルムアルデヒド	0.06以下	0.005	4	//	4	-
24	酢酸	0.03以下	0.003	4	//	4	-
25	酢酸	0.1以下	0.003	4	//	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	-
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.010	4	//	4	-
28	トリハロメタン	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
29	ブrominated トリハロメタン	0.03以下	0.004	4	//	4	-
30	ブrominated ホルムアルデヒド	0.09以下	0.001未満	4	//	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	//	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満	4	//	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	//	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	//	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.4	4	//	1	1
37	マンガニウム及びその化合物	0.05以下	0.001未満	4	//	1	1
38	塩化物イオン	200以下	5.2	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	21	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	59	4	//	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	//	1	1
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	//	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.7	12	不可	12	1
47	pH値	5.8~8.6	7	12	//	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	//	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	//	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	//	12	1
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	//	12	1

表9 水質基準項目（細田配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	//	12	1
3	鉛及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	//	1	1
5	砒及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	硝酸化合物イオン及び塩化硝酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.1	4	//	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	セシウム及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	//	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	//	1	1
15	1,4-ジニトロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
16	ジニトロベンゼン	0.04以下	0.004未満	4	//	1	1
17	ジニトロベンゼン	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
18	トリニトロベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
19	トリニトロベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.10	4	不可	4	-
22	酢酸	0.02以下	0.002未満	4	//	4	-
23	ホルム	0.06以下	0.001未満	4	//	4	-
24	酢酸	0.03以下	0.003未満	4	//	4	-
25	酢酸	0.1以下	0.001	4	//	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	-
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.001	4	//	4	-
28	トリハロメタン	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
29	ブROMINATED COMPOUNDS	0.03以下	0.001未満	4	//	4	-
30	ブROMINATED COMPOUNDS	0.09以下	0.001未満	4	//	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	//	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満	4	//	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	//	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.02	4	//	1	1
36	トリハロメタン及びその化合物	200以下	7.4	4	//	1	1
37	マンガニウム及びその化合物	0.05以下	0.001未満	4	//	1	1
38	塩化物イオン	200以下	6.0	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	42	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	116	4	//	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	//	1	1
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	//	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.3	12	不可	12	1
47	pH値	5.8~8.6	6.5	12	//	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	//	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	//	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	//	12	1
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	//	12	1

表10 水質基準項目（大窪配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	2CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	//	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	//	1	1
5	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
6	銅及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	硝酸化物イオン及び塩化硝酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	3.6	4	//	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	セレン及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	//	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	//	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
16	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	//	1	1
17	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
18	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.10	4	不可	4	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	//	4	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満	4	//	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.001	4	//	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.001	4	//	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.001未満	4	//	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.001未満	4	//	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	//	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.03未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満	4	//	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	//	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.14未満	4	//	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.2	4	//	1	1
37	マグネシウム及びその化合物	0.05以下	0.001未満	4	//	1	1
38	塩化物イオン	200以下	6.6	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	47	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	185	4	//	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	//	1	1
42	ジオキサミン	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	//	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.4	12	不可	12	1
47	pH値	5.8~8.6	6.6	12	//	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	//	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	//	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	//	12	1
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	//	12	1

表11 水質基準項目（湯上配水区(湯上)）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	//	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	//	1	1
5	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	0.001未満	4	//	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.2	4	//	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	セレン及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	//	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	//	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
16	γ-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	//	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
18	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.06未満	4	不可	4	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	//	4	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満	4	//	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.003	4	//	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.005	4	//	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
29	ブromクロロメタン	0.03以下	0.001未満	4	//	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.002	4	//	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	//	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満	4	//	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	//	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.01	4	//	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	10.4	4	//	1	1
37	マグネシウム及びその化合物	0.05以下	0.002未満	4	//	1	1
38	塩化物イオン	200以下	9.3	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	45	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	148	4	//	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	//	1	1
42	ジオキサミン	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	//	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.4	12	不可	12	1
47	pH値	5.8~8.6	6.7	12	//	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	//	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	//	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	//	12	1
51	濁度	2度以下	0.1度未満	12	//	12	1

表12 水質基準項目（湯上配水区(大迫)）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	//	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	//	1	1
5	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	0.001未満	4	//	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.1	4	//	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	セレン及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	//	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	//	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
16	γ-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	//	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
18	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.13	4	不可	4	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	//	4	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満	4	//	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.002	4	//	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.003	4	//	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
29	ブromクロロメタン	0.03以下	0.001未満	4	//	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.001	4	//	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	//	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満	4	//	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.12未満	4	//	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	//	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	11.5	4	//	1	1
37	マグネシウム及びその化合物	0.05以下	0.013未満	4	//	1	1
38	塩化物イオン	200以下	10.9	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	43	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	155	4	//	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	//	1	1
42	ジオキサミン	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	//	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.4	12	不可	12	1
47	pH値	5.8~8.6	6.4	12	//	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	//	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	//	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	//	12	1
51	濁度	2度以下	0.3度	12	//	12	1

表13 水質基準項目（湯上配水区(湯上上)）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	//	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	//	1	1
5	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001	4	//	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	0.001未満	4	//	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.1	4	//	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	セレン及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	//	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	//	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
16	γ-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	//	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
18	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.13	4	不可	4	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	//	4	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満	4	//	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.003	4	//	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.007	4	//	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
29	ブromクロロメタン	0.03以下	0.002	4	//	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.002	4	//	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	//	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.02未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満	4	//	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	//	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.02	4	//	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	11.5	4	//	1	1
37	マグネシウム及びその化合物	0.05以下	0.003未満	4	//	1	1
38	塩化物イオン	200以下	11.3	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	44	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	171	4	//	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	//	1	1
42	ジオキサミン	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	//	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.4	12	不可	12	1
47	pH値	5.8~8.6	6.6	12	//	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	//	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	//	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	//	12	1
51	濁度	2度以下	0.1度未満	12	//	12	1

表14 水質基準項目（榎原配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	//	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	//	1	1
5	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	0.001未満	4	//	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.3	4	//	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	//	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	//	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	//	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
18	トリクロロメタン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.17	4	不可	4	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	//	4	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.024	4	//	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.002	4	//	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.033	4	//	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.007	4	//	4	-
29	ブromクロロメタン	0.03以下	0.008	4	//	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.001未満	4	//	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	//	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.05	4	//	4	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	//	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	//	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	6.7	4	//	1	1
37	マンガニウム及びその化合物	0.05以下	0.001未満	4	//	1	1
38	塩化物イオン	200以下	7.6	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	39	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	76	4	//	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	//	1	1
42	ジオキサミン	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	//	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.6	12	不可	12	1
47	pH値	5.8~8.6	7.3	12	//	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	//	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	//	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	//	12	1
51	濁度	2度以下	0.1度未満	12	//	12	1

表15 水質基準項目（郷之原大藤(大丸)）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	//	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	//	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001	4	//	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	硝酸化合物イオン及び塩化硝酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.2	4	//	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	セレン及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	//	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	//	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	//	1	1
16	ジクロロメタン	0.04以下	0.004未満	4	//	1	1
17	トリクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
20	パークロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	//	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.07	4	不可	4	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	//	4	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満	4	//	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
25	ジブロムクロロメタン	0.1以下	0.001未満	4	//	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	//	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.001	4	//	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	//	4	-
29	ブROMOクロロメタン	0.03以下	0.001未満	4	//	4	-
30	ブROMOホルム	0.09以下	0.001未満	4	//	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	//	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満	4	//	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	//	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.03	4	//	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	6.9	4	//	1	1
37	マンガニウム及びその化合物	0.05以下	0.001未満	4	//	1	1
38	塩化物イオン	200以下	5.7	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	46	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	106	4	//	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	//	1	1
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	//	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	//	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	//	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.4	12	不可	12	1
47	pH値	5.8~8.6	6.5	12	//	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	//	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	//	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	//	12	1
51	濁度	2度以下	0.1度未満	12	//	12	1

表16 水質基準項目（郷之原大藤(谷之城)）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	〃	12	1
3	鉛及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	〃	1	1
5	砒及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	〃	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	硝酸化合物イオン及び塩化硝酸	0.01以下	0.001未満	4	〃	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.7	4	〃	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	セシウム及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	〃	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	〃	1	1
15	1,4-ジニトロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	〃	1	1
16	2,4-ジニトロベンゼン	0.04以下	0.004未満	4	〃	1	1
17	2,6-ジニトロベンゼン	0.02以下	0.002未満	4	〃	1	1
18	2,4,6-トリニトロベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
19	2,4-ジニトロクロロベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
20	2,4-ジニトロフルオロベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.09	4	不可	4	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	〃	4	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満	4	〃	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	4	〃	4	-
25	ジブロムクロロ酢酸	0.1以下	0.002	4	〃	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	〃	4	-
27	総トリクロロ酢酸	0.1以下	0.003	4	〃	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.002未満	4	〃	4	-
29	ブROMOクロロ酢酸	0.03以下	0.001	4	〃	4	-
30	ブROMOホルム	0.09以下	0.001未満	4	〃	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	〃	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満	4	〃	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	〃	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.02	4	〃	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	6.2	4	〃	1	1
37	マンガニウム及びその化合物	0.05以下	0.001未満	4	〃	1	1
38	塩化物イオン	200以下	4.8	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	40	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	84	4	〃	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	〃	1	1
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満	4	〃	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	〃	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	〃	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	〃	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.4	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	6.7	12	〃	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	〃	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	〃	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	〃	12	1
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	〃	12	1

表17 水質基準項目（坂元配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	4CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	〃	12	1
3	鉛及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	〃	1	1
5	砒及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	〃	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	硝酸化合物イオン及び塩化硝酸	0.01以下	0.001未満	4	〃	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.7	4	〃	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	セシウム及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	〃	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	〃	1	1
15	1,4-ジニトロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	〃	1	1
16	2,4,6-トリニトロフェノール	0.04以下	0.004未満	4	〃	1	1
17	2,4-ジニトロフェノール	0.02以下	0.002未満	4	〃	1	1
18	2,6-ジニトロフェノール	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
19	4-ニトロフェノール	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
20	2-ニトロフェノール	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.09未満	4	不可	4	-
22	酢酸	0.02以下	0.002未満	4	〃	4	-
23	ホルムアルデヒド	0.06以下	0.001未満	4	〃	4	-
24	酢酸	0.03以下	0.002未満	4	〃	4	-
25	酢酸	0.1以下	0.001	4	〃	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	〃	4	-
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.002	4	〃	4	-
28	トリハロメタン	0.03以下	0.002未満	4	〃	4	-
29	ブrominated トリハロメタン	0.03以下	0.001	4	〃	4	-
30	ブrominated ホルムアルデヒド	0.09以下	0.001	4	〃	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	〃	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.03	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.01未満	4	〃	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	〃	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.07	4	〃	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	6.5	4	〃	1	1
37	マンガニウム及びその化合物	0.05以下	0.001未満	4	〃	1	1
38	塩化物イオン	200以下	5.9	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	37	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	94	4	〃	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	〃	1	1
42	ジエオスミン	0.00001以下	0.000001未満	1	〃	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	1	〃	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	〃	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	〃	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.4	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	6.6	12	〃	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	〃	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	〃	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	〃	12	1
51	濁度	2度以下	0.1度未満	12	〃	12	1

④水質管理目標設定項目（表18）

a 検査項目

水道水の安全性を確保するため、水質管理上留意すべき項目として、21項目の検査を行います。

b 検査頻度

1年に1回検査を行います。

表18 水質管理目標設定項目（全配水区）

No	項目	目標値 (mg/l)	検査計画頻度	
			浄水	原水
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下		1
2	ウラン及びその化合物	0.002以下		1
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下		1
4	1,2-ジクロロエタン	0.004以下		1
5	トルエン	0.4以下		1
6	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08以下		1
7	農薬類 ※2	※3		1
8	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10以上100以下		1
9	マンガン及びその化合物	0.01以下		1
10	遊離炭酸	20以下		1
11	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下		1
12	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02以下		1
13	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3以下		1
14	臭気強度（TON）	3以下		1
15	蒸発残留物	30以上200以下		1
16	濁度	1度以下		1
17	pH値	7.5程度		1
18	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上,極力0		1
19	従属栄養細菌	2000個以下		1
20	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下		1
21	アルミニウム及びその化合物	0.1以下		1

※1 浄水処理過程で二酸化塩素を使用した場合を除き、検査不要となっています。

※2 農薬類は全項目（114項目）検査を2年に1回行います。

※3 検出値と目標値の比の和として1以下

④その他検査項目（表19）

a 検査項目

クリプトスポリジウム対策のための原水の指標菌検査を行います。

b 検査頻度

毎月検査を行います。

表19 その他検査項目

No	項目	検査計画頻度
		原水
1	大腸菌	12
2	嫌気性芽胞菌	12

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は以下のような場合に実施します。

- (a) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (b) 水源に異常があったとき。
- (c) 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき。
- (d) 浄水過程で異常があったとき。
- (e) 送配水管の大規模工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (f) その他特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査の方法

水質検査の方法は、厚生労働省が定めた方法により行います。
なお、水質検査は厚生労働大臣の登録検査機関に全面委託しております。

8. 精度管理と信頼性確保

委託機関に内部精度管理と外部精度管理の結果を報告してもらいます。

9. 水質事故時の対応

水質事故が発生した場合は、関係機関と連携し迅速な対応を図るとともに、速やかに皆さまにお知らせします。

10. 検査結果の公表

毎月ホームページで検査結果を公表します。